

納税協会 ニュース



平成14年6月 納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
財団法人 納税協会連合会
TEL 06-6135-4062 (編集部直通)
FAX 06-6135-4056 (//)

納税協会ホームページURL
<http://www.nouzeikyokai.or.jp>

Design : Masayuki Higashi







公認会計士・税理士 池田博義



法人税法等の一部を 改正する法律案

——国会提出

5月10日、連結納税関連法案が、「法人税法等の一部を改正する法律案」として国会に提出されました。
平成14年8月1日の施行が予定されています。

連結納税制度は、企業の円滑な組織再編成に対応するとともに、企業経営の実態に即した適正な課税を行い、我が国の経済構造改革に資する観点から、創設されたものです。

法案には①連結納税の適用対象②申告・納付③所得、税額の計算④内部取引の扱い⑤適用開始、加入時の資産評価⑥租税回避行為の防止規定等が盛り込まれています。

なお、同法案には連結納税制度導入に伴う財源措置として、法人税の課税ベース拡大措置として「退職給与引当金の廃止」「受取配当等の益金不算入制度の縮減」などの措置もあわせて盛り込まれています。

これらの措置は平成15年3月31日以後終了する事業年度から、連結納税制度の導入の有無にかかわらず、すべての法人に適用されることになっているので注意が必要です。

消費税の簡易課税制度を縮小

——財務省方針

財務省は基準期間における課税売上高が2億円以下の課税事業者に対して選択適用が認められている「簡易課税制度」を縮小する方向で検討に入りました。

簡易課税制度は、消費税の創設にあたり、中小事業者の事務負担を考慮して設けられた制度で、その課税期間における課税標準額に対する消費税額を基にして仕入れに係る消費税額を計算することができる方法です。

簡易課税の適用上限は消費税創設当初の課税売上高5億円から段階的に2億円まで下げてきましたが、消費者などが支払った税の一部が事業者の手元に残ることとなるいわゆる「益税」の解消に向けて、さらに特例対象を縮小するのが適当であると財務省は判断しています。

なお、5月10日に開催された政府税制調査会（首相の諮問機関）の基礎問題小委員会で消費税について議論が行われましたが、消費税の免税制度と簡易課税制度を縮減する方向で一致しました。

消費税の納税を免除する事業者の基準期間の課税売上高（免税点）を現行の3,000万円から1,000万円へ引き下げることや、簡易課税制度の基準となる課税売上高を現行の2億円から1億円に引き下げることが検討される方向です。

消費税について今後の改正の動向が注目されます。

相続税と贈与税を一体化

——政府税調

政府税制調査会（首相の諮問機関）は5月14日、基礎問題小委員会を開き、資産の生前贈与を促進するため相続税と贈与税を一体化することで一致しました。

現行の贈与税は、相続税の補完税と位置付けられており、生前贈与による贈与税の負担額は相続税に比して、より大きなものとなっています。

相続税と贈与税の一体化は「累積課税方式」と呼ばれ、生前贈与における贈与税の負担額が現行に比べ軽くなるので、生前贈与がしやすくなります。

高齢者に偏る金融資産を現役世代に移し、消費や住宅投資などの活性化をねらったものです。



税抜経理と税込経理

税理士 岸田 光正

1 消費税の経理処理方法

企業が消費税の経理処理を行う場合、税抜経理方式と税込経理方式の2つの方式があります。

税抜経理方式とは、消費税を取り価額と区分して経理する方式をいい、税込経理方式とは、消費税を取り価額と区分しないで経理する方式をいいます。

例えば、税抜き100万円（消費税5万円）の売上げと税抜き80万円（消費税4万円）の仕入れとを計上する場合、両方式による経理処理はそれぞれ次のようになります。

税抜経理方式	税込経理方式
(売掛金) 105万円 (売上) 100万円 (仮受消費税) 5万円	(売掛金) 105万円 (売上) 105万円
(仕入) 80万円 (買掛金) 84万円 (仮払消費税) 4万円	(仕入) 84万円 (買掛金) 84万円

2 両者の選択適用

法人税の課税所得の計算においては、すべての取引につき税抜、税込どちらか一方の経理方式で統一して計算する必要があります。

ただし、売上げ等について税抜経理方式を採用している場合、その他の科目につき下表の経理方式と組み合わせて処理することも認められています。

	売上等	仕入 棚卸資産	固定資産 繰延資産	経費等
①	税抜	税抜		税込み
②		税込み		税抜
③		税抜	税込み	税込み
④				税抜
⑤		税込み	税抜	税込み
⑥				税抜

なお、免税事業者（基準期間の課税売上高が3千万円以下の法人）は、税込経理方式しか選択できません。

3 法人税への影響

税抜経理方式と税込経理方式いずれを選択するかにより法人税の課税所得の計算が異なってくる場合があります。

(1) 消費税の損金処理

税抜経理方式の場合、納付すべき消費税額は仮受消費税と仮払消費税の差額として計上され、法人の所得には影響しません。

しかし、税込経理方式の場合、納付すべき消費税額は損金処理され、その時期は消費税申告書の提出日か決算時に未払消費税として損金経理をした日になります。

(2) 減価償却資産の取得価額

税込経理方式の場合、消費税を含めた価額がその資産の取得価額となります。

したがって、少額減価償却資産の判定（取得価額10万円未満かどうか）において、税抜経理方式では少額減価償却資産に該当するのに、税込経理方式では該当しないということも生じます（例：本体価額9万6千円の資産購入）。

また、特別償却等で、取得価額に金額基準が設けられているものについても、税込経理方式では本体価額に消費税相当額を含めた金額をもとにその判定が行われることになります。

(3) 交際費等の限度額計算

交際費等の損金不算入額の計算においても、税込経理方式の方が交際費計上額が多くなるため、損金不算入額も多くなります。